

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第214号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業相ノ木中部北地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年4月24日から

令和5年5月25日まで

3 縦覧の場所

上市町役場

教示

1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法

律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第215号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 156号	南砺市大崩島字中尾口33 番5から	変更前		最大 31.6 最小 15.8	22.8	砺波土木 センター
	南砺市大崩島字中尾口33 番5まで	変更後		最大 32.5 最小 24.5	22.8	
県道 沓掛魚津線	黒部市植木2053番から 黒部市植木2105番まで	変更前		最大 12.6 最小 5.4	204.9	新川土木 センター 入善土木 事務所

		変更後	最大 12.5 最小 5.1	204.9	
--	--	-----	-------------------	-------	--

富山県告示第216号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 沓掛魚津線	黒部市植木2053番から 黒部市植木2105番まで	令和5年4月21日	新川土木 センター 入善土木 事務所

富山県選挙管理委員会告示第38号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

令和5年4月21日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
老人ホーム	シニアレジデンスかの苑	高岡市上渡16-2	令和5年4月12日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、魚津市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（魚津市航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務）
- 2 作業期間
令和4年7月12日から令和5年3月9日まで
- 3 作業地域
魚津市 市内一円

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
数値地形図データ作成（空中写真測量）
- 2 作業期間
令和4年9月10日から令和5年3月8日まで
- 3 作業地域
高岡市全域地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年7月4日から令和5年3月9日まで

3 作業地域

魚津市大海寺野地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、氷見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

2 作業期間

令和4年11月14日から令和5年3月10日まで

3 作業地域

氷見市全域

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和5年1月10日から令和5年2月16日まで

3 作業地域

富山市 西宮地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業）

2 作業期間

令和4年11月20日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

富山市粟島町一丁目ほか地区

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量、用地測量）

2 作業期間

令和4年10月11日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

富山県南砺市利賀村北豆谷 地区

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和56年建設省告示第1836号

富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業

小矢部川流域下水道

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部都市計画課

高岡市赤祖父 211番地

富山県高岡土木センター

小矢部市今石動町2丁目13番1号

富山県高岡土木センター小矢部土木事務所

南砺市寺家 330番地

富山県砺波土木センター

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 昭和56年11月18日

至 令和8年3月31日
